

「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」策定(予定)状況(厚生労働省調べ)

資料4

平成31年2月28日現在

		H27年度 策定済み	H28年度 策定済み	H29年度 策定済み	H30年度 策定済み	H30年度 策定予定	H31年度 策定予定	未定			H27年度 策定済み	H28年度 策定済み	H29年度 策定済み	H30年度 策定済み	H30年度 策定予定	H31年度 策定予定	未定
1	北海道			●					25	滋賀県			●				
2	青森県					●			26	京都府		●					
3	岩手県			●					27	大阪府			●				
4	宮城県					●			28	兵庫県				●			
5	秋田県					●			29	奈良県				●			
6	山形県					●			30	和歌山県				●	→	●	
7	福島県			●					31	鳥取県	●						
8	茨城県			●					32	島根県			●				
9	栃木県						●		33	岡山県			●				
10	群馬県					●			34	広島県		●					
11	埼玉県			●					35	山口県		●					
12	千葉県					●			36	徳島県		●					
13	東京都					●			37	香川県				●			
14	神奈川県			●					38	愛媛県			●				
15	新潟県					●			39	高知県			●				
16	富山県			●					40	福岡県			●				
17	石川県						●	←	●	41	佐賀県			●			
18	福井県						●	←	●	42	長崎県				●		
19	山梨県				●			←	●	43	熊本県				●		
20	長野県			●					44	大分県			●				
21	岐阜県			●					45	宮崎県					●	←	●
22	静岡県			●					46	鹿児島県				●			
23	愛知県		●						47	沖縄県			●				
24	三重県		●						合計		1	6	20	1	14	5	0

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
1 北海道	平成29年12月19日	①保健・医療・福祉関係機関 15機関(精神科医、内科医、薬剤師、看護師、臨床心理士、PSW、SW等) ②大学・研究機関 5機関 ③警察・消防機関 2機関 ④教育関係機関 1機関 ⑤酒類製造販売業関係団体 2機関 ⑥アルコール健康障害対策推進アドバイザー(アルコール健康障害対策関係者会議委員 精神科医) ※計画部会は、上記のうち16機関が参画	【主な内容】 計画の策定にあたって(策定趣旨、北海道の現状等) 計画の基本的考え方(基本理念、基本方針、重点目標等) 施策体系(発生予防、進行予防、再発予防等) 推進体制等 【計画の重点課題(目標)】 1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防します。 2 アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備します。 【計画の特色】 本道の広域性に鑑み、以下の数値目標を設定 ・道立精神保健福祉センター及び道立保健所(26箇所)を相談拠点として位置付け、身近な地域での相談体制を整備 ・専門医療機関は、第三次医療圏(6圏域)に1箇所以上、治療拠点機関は、全道に1箇所以上選定し、医療連携体制を整備	【主担当部局】 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 【連携・協力部局】 環境生活部くらし安全局道民生活課(交通安全G、青少年G、男女平等参画G) 保健福祉部(地域医療課、地域保健課、子ども子育て支援課、国保医療課)	策定直後のため効果については今後把握する。	アルコール関連問題に取り組み多くの関係機関の参画が得られ、延べ9回開催した推進会議及び計画部会において、各分野で把握されている実態や課題を共有し計画内容を検討することができた。	全ての取組において、本道の広域性の観点からの検討が必要であった。
2 岩手県	平成30年3月22日	①医療関係(精神科医、内科医、薬剤師、MSW、PSW) ②学識経験者(神経精神科学、看護学) ③福祉(県社協) ④行政等(保健所、精神保健福祉センター、市町) ⑤教育(学校保健会養護教諭部会) ⑥当事者等(当事者、家族) ⑦業界団体(酒販組合、酒造組合)	【主な内容】 1 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり (1)教育の振興等:アルコール健康障害に関する知識の普及を図る。 (2)不適切な飲酒の誘引の防止:アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することのないよう酒類業界の取組を促すとともに、取締りを強化する。 2 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり (1)相談支援等:相談支援体制整備に向けた検討を行い、相談拠点や相談窓口を明確化し周知するとともに、相談支援等を行う者を対象とした研修等を実施するほか、家族が正しい知識と対処法を学べる機会を作る。 (2)アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした人に対する指導等:飲酒運転をした者や暴力・虐待等の問題を起こした人を、必要に応じ、アルコール関連問題の相談等につなぐ。 3 保健・医療における質の向上と連携の促進 (1)健康診断及び保健指導等:アルコール健康障害に関する調査研究結果の収集及び活用、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上の取組等を行う。 (2)アルコール健康障害に係る医療の充実等:地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を整備するとともに、医療関係者に対する研修等を実施する。 4 アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり (1)社会復帰の支援:アルコール依存症が回復する病気であること等を、職場を含む社会全体に啓発するほか、回復支援に役立つ社会資源について情報提供する。 (2)民間団体の活動に対する支援:行政機関は自助グループ等と連携して啓発活動や研修を行うとともに、民間団体のミーティング活動等を支援し、問題解決に役立つ情報を提供する。	【主担当部局】 保健福祉部障がい保健福祉課 【協力部局】 保健福祉部健康国保課 【連携部局】 (知事部局) 総務部総務室 政策地域部地域振興室 環境生活部県民くらしの安全課、若者女性協働推進室 保健福祉部地域福祉課、子ども子育て支援課、医療政策室、精神保健福祉センター、県央保健所 商工労働観光部商工企画室 (教育委員会事務局) 保健体育課 (警察本部) 警務部警務課 生活安全部生活安全企画課、少年課 交通部交通企画課、運転免許課	・それぞれの分野でバラバラに行われていた取組を体系的に整理することにより、それぞれの役割分担がはっきりした。 ・計画策定の過程で、関係者がお互いの取組について情報共有することができた。	・庁内連絡会議及び関係者会議を設置して意見を聞いたほか、精神科救急医療体制連絡調整委員会や精神保健福祉審議会等、あらゆる機会を捉えて計画案を説明し意見を聞く機会を設けた。また、精神科病院や市町村にも随時意見照会や情報提供を行った。これらの意見をできるだけ計画に反映させたことから、関係者の理解が得られた計画になったと考えている。	・庁内連絡会議及び関係者会議の委員の人選と委員就任依頼の手続きに時間を要した。

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
3 福島県	平成30年3月29日	①医療関係(一般社団法人福島県医師会、一般社団法人福島県病院協会、福島県精神科病院協会、医療法人大島クリニック) ②福祉関係(ふくしま心のケアセンター) ③当事者(福島県断酒しゃくなげ会) ④行政(県市長会、県町村会、県精神保健福祉センター、県警察本部、県障がい福祉課) ⑤学識経験者(公立大学法人福島県立医科大学) ⑥業界団体(福島県小売酒販組合連合会) ⑦教育関係(県教育庁)	【主な内容】 ・策定趣旨、現状、基本的な考え方、重点課題と目標、具体的な取組等 【計画の重点課題】 ・飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を啓発し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ・アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備	【主担当部局】 保健福祉部 【連携・協力部局】 教育庁 総務部(私学・法人課) 生活環境部(生活交通課) 警察本部 各保健福祉事務所 精神保健福祉センター	アルコール健康障害に関する課題を改めて把握でき、関係機関で情報共有できた。	医師や当事者等の関係機関からの意見を反映した計画を策定することができた。	—
4 茨城県	平成30年3月30日	①医療関係(精神、内科、アルコール専門医) ②当事者等(自助団体) ③行政関係(精神保健福祉センター、保健所、保護観察所) ④業界団体(酒販組合、飲食業生活衛生同業組合)	【主な内容】 1 発生予防 ・アルコール健康障害に関する県民の正しい理解を深めるため、啓発と不適切な飲酒に向けた取組 2 進行予防 ・医療、保健、福祉、職場などの関係機関・団体等と連携強化を図り、アルコール健康障害を有する者を早期治療につなげるための取組 3 再発予防 ・アルコール依存症に関する医療・保健・福祉活動の充実、相談支援機能の強化、自助グループの活動支援等を行うこととし、アルコール依存症の再発防止・回復支援を推進 【計画の重点目標】 1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害発生の予防 2 アルコール依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 【計画の特色】 アルコール健康障害対策基本法の理念に沿って、アルコール健康障害に対し、本県の実情に応じ、発生から進行、再発防止の各段階に応じた防止施策を総合的かつ計画的に推進する。	【主担当部局】 保健福祉部障害福祉課 【連携・協力部局】 知事直轄(女性青少年課) 生活環境部(生活文化課) 保健福祉部(生活衛生課、子ども家庭課、少子化対策課) 教育庁(保健体育課) 茨城県警(交通総務課、生活安全総務課)	今後実績等に関する評価検討会議により把握する。	庁内の関係各課、関係機関に計画策定検討会へ参画を得ることを通じ、各分野での状況や課題を共有しアルコール健康障害対策を推進する上での基盤形成ができた。	○県の現状、課題を把握するためのデータ収集、分析 ○庁内の関係部局との調整

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
5 埼玉県	平成30年3月	①医療関連団体 ②看護・保健有識者 ③当事者及び家族団体 ④政令市 ⑤庁内関係各課所 青少年課 男女共同参画課 防犯・交通安全課 健康長寿課 精神保健福祉センター 精神医療センター 雇用労働課 保健体育課 埼玉県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課	【主な内容】 (1)アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた、適切な防止対策を実施すること。 (2)アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。 (3)アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力・虐待、自殺等の問題に関連する施策との有機的な連携を図り、必要な対策を実施すること。 【計画の重点課題】 重点課題1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防 重点課題2 アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に係る切れ目のない支援体制の整備	【主担当部局】 保健医療部疾病対策課 【連携・協力部局】 ・埼玉県 県民生活部 福祉部 保健医療部 産業労働部 総務部 病院局 教育局 ・埼玉県警察本部 生活安全部 交通部 ・さいたま市	・推進計画を策定したことにより、策定前と比べて関係各課所との連携が図られた。	・担当者が関係各課所に複数回足を運び、顔を見ながら説明したことで計画策定の趣旨を理解してもらえ、積極的に会議に参加してもらえた。また、各個別事業の実施についても協力的な意見をもらえた。	・アルコール健康障害に係る埼玉県の現状について調査したが、データが少なく集めるのに苦慮した。
6 神奈川県	平成30年3月	①医療分野(アルコール専門医、精神科医、地域(医師会等)) ②学識経験者(内科(大学教授等)、看護学、社会福祉) ③司法分野(弁護士) ④教育分野(高等学校長) ⑤行政(政令市、市・町村、保健所) ⑥警察(県警交通部) ⑦業界団体(酒販組合) ⑧当事者等(自助団体、家族)	【主な内容】 ○計画策定の趣旨等、計画策定の背景(本県のアルコール健康障害をめぐる現状)、取組みの方向性、施策展開、推進体制及び進行管理、の5章で構成。 【計画の重点課題】 ・「飲酒に伴うリスクに関する県民の理解を高め、アルコール健康障害の発生を予防」 ・「アルコール健康障害に対応する切れ目のない支援体制の充実」 ・「アルコール健康障害に対応する社会復帰施設等に関する情報提供の推進」 【計画の特色】 ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 ・精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口の認知度の増加 ・ポータルサイト「かながわ版アクションガイド(仮称)」の累計アクセス数の増加 等16項目について数値目標化。 ・「神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会」において、計画の進捗状況や目標の達成状況等について、PDCAサイクルを活用し、進行管理する。	【主担当部局】 健康医療局 がん・疾病対策課 精神保健医療グループ 【連携・協力部局】 県庁 ・くらし安全防災局 (くらし安全交通課) ・福祉子どもみらい局(青少年課、人権男女共同参画課、子ども家庭課) ・健康医療局 (健康増進課、精神保健福祉センター) ・産業労働局(労政福祉課) ・教育局 (保健体育課) 県警本部 ・運転免許本部試験課 ・交通総務課	計画策定したばかりなので、今後把握していく。	計画策定のため、庁内の関係各課、関係機関に協議会等へ参画を得ることを通じ、各分野での状況や課題を共有しアルコール健康障害対策を推進する上での基盤形成ができた。	関係部局へのアルコール健康障害対策の必要性の説明も含めた調整

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
7 富山県	平成30年3月	①医療保健(精神、医会、薬剤師会等) ②教育(大学、高等学校) ③当事者団体(断酒会) ④酒類事業者(酒販組合) ⑤更生保護(保護観察所) ⑥有識者(大学) ※事務局等(精神保健福祉センター、保健所)	【主な内容】 基本方針 ①正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり ②誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり ③医療における質の向上と連携の促進 ④アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり 【計画の重点課題】 ①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ②アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 【計画の特色】 目標の達成に向け、アルコール健康障害対策基本法に定める教育の振興、医療の充実、相談支援など10分野の基本的施策に沿って、県の取組みを推進 ・本人や家族が気軽に相談できる相談拠点を設置 ・アルコール依存症患者に適切な医療を提供できる専門医療機関を選定 ・新たなパンフレットを作成しアルコール健康障害の理解と正しい知識を普及啓発等	【主担当部局】 健康課 【連携・協力部局】 ○行政 総合政策局(高等教育) 厚生部 教育委員会 警察本部 ○その他 事業者、関係団体等	・基本計画を作ったことで、策定前と比べて庁内関係部局との連携が強化された。	・県内、各種関係機関との連携が図られた。	
8 山梨県	平成30年12月26日	山梨県精神保健福祉審議会(構成員) 大学教授 医師会 看護協会 弁護士会 精神科病院協会 精神神経科診療所協会 等	【主な内容】 未成年者や高齢者などの世代や性別の特性に配慮しつつ、普及啓発活動の推進や医療体制の充実など施策の柱に沿って、山梨県の実情に応じた取組を展開する。 【計画の重点課題】 ①正しい知識の普及及び人材育成 ・飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する知識について、広く県民に普及すること など ②相談及び治療拠点の整備 ・アルコール健康障害を有している者等が気軽に相談できるよう相談窓口を明確化すること など 【計画の特色】 発生、進行及び再発の各段階に応じた予防対策の適切な実施により、適正飲酒の実現を基本理念とする。	【主担当部局】 福祉保健部障害福祉課 【連携・協力部局】 (県庁)リニア交通局、福祉保健部、産業労働部、教育委員会、警察本部	山梨県におけるアルコール健康障害の現状や課題、関係機関の取組を把握することで、今後の対策に生かすことができた。	酒類業界の協力も得ながら、医療機関や民間団体と連携を強化することができた。	山梨県のアルコール健康障害の実態を把握するデータが少なかった。

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって		
						成功した点	苦心・苦慮した点	
9 長野県	平成30年3月23日	①学識経験者 ②医師 ③民生児童委員 ④保健師 ⑤当事者 ⑥酒造組合 ⑦小売組合 ⑧養護教諭 ⑨行政関係者	<p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒リスクや依存症の普及啓発 ・相談支援体制の充実・周知 ・不適切飲酒の誘引防止 ・専門的な医療機関の整備 ・一般医療機関との連携強化 ・依存症回復プログラム等による社会復帰支援 ・自助グループとの連携・支援 <p>【計画の重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生の予防 ・アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制の整備 <p>【計画の特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール健康障害の発生予防、進行予防、再発予防の各段階に応じた切れ目のない対策を行うこととしている。 	<p>【主担当部局】</p> 保健・疾病対策課	<p>【連携・協力部局】</p> 健康増進課、精神保健福祉センター、県警本部警務部警務課	アルコール健康障害に関する課題を改めて把握でき、今後の取組の見通しができた。	医師や行政関係者のみならず、当事者や酒造組合、小売組合が出席する会議において本計画を策定したことにより、様々な立場の意見を反映した計画となった。	特になし。
10 岐阜県	平成30年3月	①岐阜大学 ②岐阜県医師会 ③岐阜県立看護大学 ④朝日大学 ⑤食育推進会議 ⑥地域職域連携推進部会 ⑦岐阜県地域女性団体協議会 ⑧岐阜県国民健康保険団体連合会 ⑨岐阜労働局労働基準部 ⑩岐阜県学校保健会 ⑪市町村保健活動推進協議会 ⑫岐阜県保健所長会 ⑬岐阜県精神保健福祉センター	<p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ・アルコール健康障害に関する予防及び相談からの治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制の整備 <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病のリスクを高める量の飲酒量を減らす ・未成年や妊婦の飲酒者をなくす <p>【計画の特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり ・誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援づくり ・医療における質の向上と連携の促進 ・アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり 	<p>【主担当部局】</p> ・健康福祉部保健医療課	<p>【連携・協力部局】</p> ・教育委員会 ・保健所 ・精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少 ・未成年や妊婦の飲酒者をなくす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスプランの一部としてアルコール健康障害対策推進基本計画を策定したため、既存の会議体を利用することができ、スムーズに検討することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントで多くの意見が寄せられたため、課題の整理に苦慮した。

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
11 静岡県	平成30年3月26日	①医療(県医師会) ②医療(県精神科病院協会) ③福祉(県精神保健福祉士協会) ④当事者(公益社団法人静岡県断酒会) ⑤販売(県小売酒販組合連合会) ⑥学識 ⑦教育(県教育委員会健康体育課) ⑧法務(静岡保護観察所) ⑨行政(県保健所長会)	【主な内容】 ・国のガイドラインに基づいて、発生予防、進行予防、再発予防、基盤整備の大きな柱に対する基本的施策を計画に盛り込んでいる。 【計画の特色】 ・関係機関との連携した支援体制を整備していくことに重点を置いている。 【重点課題】 ア 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生の予防 ①生活習慣病のリスクを高める料を飲酒している者の割合を、男性10.0%、女性6.4%まで減少させること ②未成年者の飲酒をなくすこと ③妊娠中の飲酒をなくすこと イ アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 ①地域における相談拠点の明確化 ②アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備	①健康福祉部健康増進課 ②健康福祉部こども家庭課 ③県教育委員会健康体育課 ④県精神保健福祉センター ⑤くらし環境部くらし交通安全課 ⑥県警運転免許課 ⑦県警生活保安課	・計画策定に伴い、目標達成のための関係機関と連携した取り組みを開始する予定。	・パブコメに多くの意見が寄せられ、それらの一部の意見について計画に反映することができた。	・本県の特徴を出すのが難しいと感じた。これから計画の進捗管理をしていく中で、適宜修正することがあればしていく。
12 愛知県	平成29年3月24日	①学識経験者(大学教授、アルコール専門医(内科)) ②保健・医療(精神科医師、医師会、精神科病院協会、保険者、看護協会、精神保健福祉士協会) ③自助団体 ④福祉・NPO(社会福祉協議会) ⑤酒類事業者(酒造組合、小売酒販組合) ⑥教育関係(大学、高校校長会) ⑦市町村(政令指定都市・市町村保健師協議会) ⑧行政(保健所長会)	【主な内容】 1 発生予防対策 ・正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり 2 進行予防対策 ・誰もが活用できる相談場所と必要な支援につながる相談支援体制づくり ・医療における質の向上と連携の促進 3 再発予防対策 ・円滑に回復、社会復帰するための社会づくり 4 基盤整備 ・相談及び治療等の拠点の整備 ・人材育成・確保 【計画の重点目標】 1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。 2 アルコール健康障害に関する寄ろう、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する。 【計画の特色】 アルコール健康障害を有する者やその家族が適切な相談から、治療、回復支援につながるよう、衣浦東部保健所の取り組みをモデルとして、全ての保健所において、関係機関との連携推進会議や事例検討会、研修会等を実施し、地域の実情に応じた連携体制を構築する。	【主担当部局】 健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室 【連携・協力部局】 県民生活部地域安全課 産業労働部労政局労働福祉課 教育委員会学習教育部(保健体育スポーツ課、健康学習室) 警察本部(生活安全部・交通総務部) 健康福祉部(地域福祉課、児童家庭課、高齢福祉課、健康対策課、医務国保課)	平成29年度より計画に沿った事業を開始。 29年度は、知識の普及啓発及び相談体制を整備している。 効果については、右記成功した点と同じ	関係機関と顔の見える関係となり、啓発、相談事業や人材育成事業等、連携しながら実施することができるようになった。	・策定検討委員会構成員の人選 ・本県の現状、課題を示すデータの収集、分析 ・関係機関(部局・課室)との調整 各委員から提出された意見の調整 ・政令市における取組の位置づけ

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
13 三重県	平成29年3月14日	①医療関係(精神、内科、一般救急、産業医)、 ②当事者等(自助団体)、 ③地域行政(保健所)、 ④業界団体(酒販組合、酒造組合)、 ⑤支援団体 オブザーバーとして、県教育、警察、保健所管課、精神保健福祉センターが参加	【計画の主な内容】 計画策定の考え方、三重県の現状、基本理念と3つの基本方針、6つの重点課題、計画の推進体制(進捗管理)で構成。 【重点課題】 ①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防 ②アルコール健康障害の早期発見・早期介入 ③アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の整備 ④アルコール依存症の治療体制の整備 ⑤アルコール関連問題に対応できる人材の育成 ⑥アルコール関連問題に関する調査研究の推進 【計画の特色】 ・早期発見をひとつの重点課題として位置づけ、内科医(大学教授)に会長に就任していただき、産業医、総合病院院長(一般救急)などが委員として就任いただいたこと。 ・具体的な取り組みの中で、各障害保健福祉圏域で一般医療、市町等との連携ネットワークの構築や警察、児童相談所、地域包括支援センター等との連携強化を記したこと。 ・治療体制の整備の中で、県全体の拠点治療機関、精神医療圏毎の地域の専門医療機関に加え、市町単位でもアルコール依存症の治療に対応できる医療機関整備を目標に加えたこと。 ・計画内容を検討したアルコール健康障害対策推進部会の前後に、少人数の主な委員で構成するコア会議を開催し、調整を行ったこと。 ・アルコール健康障害対策推進部会を毎年開催し、計画の進捗管理をPDCAサイクルで行っていること。	【担当部局】 (県庁)健康福祉部 【連携・協力部局】 県警本部 県教育委員会 精神保健福祉センター 保健所 県立病院 など	・県全体のアルコール関連問題に取り組む関係者の連携が強化された。 ・関係機関が連携しての施策が推進された。 ・各障害保健福祉圏域での関係機関のネットワーク化が進みつつある。	・計画策定のための部会開催前後に、主な委員で構成するコア会議を開催することで、会議進行の意見調整、会議後の意見整理などが容易となった。 など	・当県は財政的に厳しい状況もあり、要望にあがった課題に対して、予算化が難しいことが散見された。 ・他の依存症施策との関連性の整理 など
14 滋賀県	平成30年3月29日	①滋賀県医師会 ②日本精神科病院協会滋賀県支部 ③県立精神医療センター ④滋賀県断酒同友会 ⑤滋賀県酒造組合 ⑥滋賀県小売酒販組合 ⑦日野町 ⑧甲賀保健所	【主な内容】 県民の健康を守り、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的に、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するため、行政機関、教育機関、医療機関、福祉機関、民間団体等様々な関係者等が連携し、実効性のある計画 【重点課題】 ①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ②アルコール健康障害に関する予防および相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 【計画の特色】 ①発生予防のための施策 ②進行予防のための施策 ③再発予防のための施策 ④人材育成と調査研究	●健康医療福祉部 健康寿命推進課 医療福祉推進課 子ども・青少年局 障害福祉課 精神保健福祉センター ●土木交通部 交通戦略課 ●教育委員会 保健体育課 ●病院事業庁 精神医療センター ●県警本部 生活安全企画課 少年課 交通企画課 運転免許課	①早期介入できる体制の整備ができた ②相談拠点の明確化ができた ③アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の明確化ができた	・小売酒販組合は、直接接客をする中で、日々課題も感じておられ、取り組みとして必要なこと、自分たちができることなどについて思いを持って積極的に策定に参画してもらえた。 ・かねてから課題であった専門医療機関の積極的な参画が得られ、県内のアルコール医療体制の見直しにつながった。	・高齢者のアルコール問題が課題であると認識し、庁内で高齢者分野からの会議の参画を求めたが、理解が得るのが困難であった。 ・虐待の背景にアルコール問題があることを視野に入れ、虐待担当者の参画も求めたが、虐待対応においてアルコール問題を視野に入れることは困難との理由で参画が得られなかった。

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
15 京都府	平成29年3月	①学識経験者 2名 ②医療関係(精神、内科、薬剤師)4名 ③福祉関係(社会福祉協議会、民生児童委員)2名 ④青少年関係(青少年育成協会、大学コンソーシアム)2名 ⑤製造・販売(酒造、酒販、飲食業)3名 ⑥当事者・支援団体(断酒会、マック) ⑦行政(保護観察所)	【主な内容】 計画についての説明 基本的な考え方 達成目標と重点課題 取組の方向性 具体的施策 推進体制等 【計画の重点課題】 特に配慮を要する者(未成年者、妊婦、若い世代)に対する教育・啓発 アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発 アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談拠点について、広く周知を図る。 アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の構築 【計画の特色】 学生が多いことを鑑み、若者への普及啓発を重視	○京都府 健康福祉 学校・教育 青少年 交通関係 精神保健センター 保健所 教育委員会 ○府警本部 生活安全部 交通安全部 ○京都市 障害保健福祉	計画策定後は、書かれている施策を展開する必要があるため、関係機関から協力が得られやすくなった。	青少年関係者を委員に入れたことで、学生相手にどのような取組、効果があるのか現状把握ができた。	・計画策定中は、専門医療機関、治療拠点、相談拠点の基準も定められていない状態だったため、どの機関が指定できるか不明確のままだった。 ・策定前に、どの部署に関係があるか事前の整理が必要。また、策定中も、様々な関係部署に照会をかけ、了解を得る必要があった。
16 大阪府	平成29年9月29日	①医療関係(精神、内科)、 ②福祉関係(介護支援専門員協会、精神保健福祉士協会、就労支援事業所)、 ③当事者等(自助団体、家族)、 ④地域行政(精神保健福祉センター、保健所)、 ⑤学識経験者(アルコール専門医)、 ⑥業界団体(酒販組合、外食産業協会)、	【主な内容】 ・アルコール専門医療機関・相談機関の明確化 ・関係機関の連携体制の強化と支援体制の整備 ・身体科、精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携強化 ・発生予防、再発予防の充実 【計画の目標】 ①未成年飲酒者をなくす ②生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす ③妊娠中の飲酒をなくす ④身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する 【計画の特色】 ・虐待、暴力、自殺未遂等の分野において、背景に飲酒問題が疑われる場合には、保健所等関係機関が連携を図り適切な支援や介入を行うよう、内容に盛り込んだ。 ・府独自の目標「身体科、精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する」をあげ、簡易介入マニュアルを作成し、研修会等を通じて周知、活用を図ることとしている。	【主担当部局】 健康医療部保健医療室地域保健課精神保健グループ 【連携・協力部局】 政策企画部、府民文化部、福祉部、商工労働部、環境農林水産部、都市整備部、教育庁、府警本部(交通部、生活安全部)	計画を策定したことで、市町村や関係部局の取組みを把握しやすくなった。	医療機関、関係団体等の協力を得られやすくなった。	・健康づくり関係課との調整に苦慮した。 ※進捗管理においても、健康増進計画の評価時期でしかアルコールに関するデータの提供がないため、評価が困難。 ・策定前に、庁内関係部局にアルコール健康障がいに関する事業についての照会を行ったが、アルコールに特化した事業を行っていないという回答が多く、庁内での事前調整に苦慮した。 ・パブコメが148件あり、断酒会や医療機関、関係団体等からの計画策定に関する意見が多く、関係部局との調整に時間を要した。

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
17 鳥取県	平成28年3月24日	①学識経験者(環境医学分野、専門医) ②医師会(内科) ③病院協会(精神) ④薬剤師会 ⑤介護・民生団体(老人施設協議会、民生児童委員協議会) ⑥断酒会 ⑦酒類事業者(酒造組合、酒販組合、飲食生活衛生協同組合(H30年度より委員任命無)) ⑧行政(保護観察所、刑務所)	【主な内容】 ①計画の考え方 ②本県の状況 ③達成目標 ④取組の方向性 ⑤取組の具体的内容 【計画の重点課題】 ①アルコール健康障害の治療及び相談支援体制の強化 ②各段階(発生予防、進行予防、再発予防)に応じたアルコール健康障害対策の実施 【計画の特色】 アルコール健康障害支援拠点を設置、支援拠点にコーディネーターを配置することにより支援拠点に相談さえすれば、適切な支援に繋がる体制の構築	【主担当部局】 福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課 【連携・協力部局】 福祉保健部 子育て王国推進局 青少年家庭課 健康医療局 医療政策課 健康政策課 生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課 地域振興部 教育・学術振興課 東部福祉保健事務所(H30より鳥取市保健所) 中部福祉保健局 西部福祉保健局 精神保健福祉センター 教育委員会事務局 体育保健課 小中学校課 警察本部 生活安全企画課 運転免許課 少年課	①計画に基づきアルコール健康障害支援拠点機関を設置したことにより相談・治療体制の構築が図られた。 ②圏域ごとの関係機関とのネットワークの強化が図られた。 ③計画に基づく事業を行う中で、家族やかかりつけ医からアルコール健康障害支援拠点機関への紹介が増え、早期の治療に繋がっている。 ④アルコール健康障害支援拠点機関が実施する研修会や、かかりつけ医等依存症対応力向上研修会、フォーラムの開催により、県内で依存症の分野で著名な医師による講演を聴講できる機会や、専門的な支援方法を学ぶ機会が増えている。	①アルコール依存症に関する専門医師が計画策定の中心的な役割を担っていただけた。 ②予算と計画が同時期での進行であったため予算の説明がしやすかった。 ③計画を策定したことで、関係機関の協力が得られやすくなった。	①関係者会議の人選として量販店、税務署も入れておくべきであった。 ②酒類事業者は会議への参加が少ない。
18 島根県	平成30年3月27日	①医療関係(医師会、看護協会、日本精神病院協会、日本精神科看護協会)、 ②関係団体(断酒会、嗜癖行動研究会) ③地域(民生児童委員協議会、酒販組合)	【主な内容】 ・正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり ・誰もが相談できる相談場所と支援につなげる相談支援体制づくり ・医療における質の向上と連携の推進 ・アルコール依存症が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり 【計画の重点課題】 ・飲酒のリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障がいの発生を予防 ・アルコール健康障がいに関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 【計画の特色】 目標(成果指標)に、飲酒頻度(毎日飲酒している者の割合)を減らすこと、生活習慣病のリスクを高める量を知っている者の割合を増やすことも加えた。	【主担当部局】 県庁 障がい福祉課、健康推進課 【連携・協力部局】 県庁(総務課、交通対策課、医療政策課、青少年家庭課、薬事衛生課) 心と体の相談センター、保健所、保健環境科学研究所、教育庁(教育指導課、保健体育課) 警察本部(交通企画課、運転免許課、生活安全企画課、少年女性対策課)	策定後間もないため効果は未検証	○会議の構成員と課題を共有でき、連携の基盤が整った	○県の現状、課題を把握するためのデータ収集、分析 ○庁内の関係部局との調整

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
19 岡山県	平成30年3月	①医療・学識関係(精神、医師会、看護)、 ②当事者等(断酒会)、 ③業界団体(酒販組合、酒造組合、製造者)、 ④医療保険団体(保険者協議会)、 ⑥地域行政(精神保健福祉センター、保健所、県、政令市)、 ⑦警察関係(交通、生安)、 ⑧教育関係(教育庁)	【主な内容】 基本的な考え方、現状、施策の方向と具体的取組、目標、推進体制 【計画の重点課題】 1 飲酒に伴うリスクに関する正しい知識を持ち、将来にわたって健康の増進、維持ができること 2 アルコールによる社会問題の解決に向けて、アルコール健康障害を有する者及びその家族が円滑な生活を営むことができるよう、適切な支援につながる仕組みを確保すること 【計画の特色】 医療機関を含め、若者や妊産婦等への1次予防の取組を重点的に取り組むこととしている	【主担当部局】 保健福祉部健康推進課 【連携・協力部局】 県庁(くらし安全安心課、保健所、精神保健福祉センター) 教育庁(保健体育課) 県警(交通企画課、生活安全企画課) 政令市(こころの健康センター)	・県計画を作成することにより関係機関の取組が把握できたことで、効果的に連携を図ることが可能となった。	・検討委員を通じてアルコール健康障害に関する認識が広まり、業界団体の自発的な取組が生まれるなど、連携が深まった。	・会議構成メンバーの選考と日程調整に苦慮した。
20 広島県	平成29年3月	①全国健康保険協会広島支部 ②広島県医師会 ③広島県飲食業生活衛生同業組合 ④広島県看護協会 ⑤広島県交通安全協会 ⑥広島県小売酒販組合連合会 ⑦広島県精神科病院協会 ⑧広島県精神神経科診療所協会 ⑨広島県精神保健福祉士協会 ⑩広島県断酒会連合会 ⑪広島県病院協会 ⑫広島県民生委員児童委員協議会 ⑬広島県薬剤師会 ⑭広島県保護観察所 ⑮広島県教育委員会 ⑯広島県警察本部 ⑰広島県西部保健所 ⑱広島県立総合精神保健福祉センター	【主な内容】 不適切な飲酒の防止により、本人の健康問題及び重大な社会問題の発生を低減し、安心して暮らすことのできる社会を実現する。 【計画の重点課題】 ・飲酒に伴うリスクに関する正しい知識の普及 ・適切な支援につなぐ仕組みの構築 ・相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 【計画の特色】 ・多量飲酒する人の割合の減少 ・相談件数の増加 ・サポート医の養成 ・サポート医による紹介件数の増加	【主担当部局】 ・健康対策課 【連携・協力部局】 ・県民活動課 ・子育て・少子化対策課 ・子ども家庭課 ・薬務課 ・地域包括ケア・高齢者支援課 ・総合精神保健福祉センター ・保健所 ・教育委員会 ・警察本部	・基本計画を作ったことで策定前と比べて、具体的な施策を基に対策を講じられるようになった。 ・市町や保健所、関係機関の取組を把握しやすくなった。	・数値目標を立て、進捗や達成度合いが目に見えるようになった。 ・関係団体の協力をえられやすくなった。	・「アルコール健康障害対策支援員」の養成に関して、共通理解の形成や人材の不足が課題

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
21 山口県	平成29年3月	①保健・医療関係(県精神科病院協会、 県医師会、県産業医会等)、 ②福祉関係(県社協)、 ③当事者等(県断酒会)、 ④学識経験者(精神、公衆衛生)、 ⑤業界団体(県酒販組合連合会、県自動車学校協会)、 ⑥教育関係(県養護教諭会)	<p>【主な内容】 国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」(平成28年5月策定)を踏まえ、本県のアルコール健康障害対策を、総合的かつ計画的に推進するため、「山口県アルコール健康障害対策推進計画」を策定。</p> <p>【計画の重点課題】 ・飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ・アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備</p> <p>【特色】 ・生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者の割合について、女性の目標値を国目標よりも低く設定した。</p>	<p>【主担当部局】 健康福祉部健康増進課</p> <p>【連携・協力部局】 (県庁)総務部、商工労働部、環境生活部、県教育庁 県警察本部 精神保健福祉センター</p>	<p>・基本計画を策定したこと で、従来から実施している施策においても計画を意識して工夫を凝らすことが可能となった。 ・実施する施策の一つ一つの位置づけが明確になった。</p>	<p>会議の構成員や連携部局との協議を通じて課題を共有するとともに連携の基盤ができた。</p>	<p>取組の範囲が広いため、会議の構成員のメンバー選考や連携部局の範囲の検討に苦慮した。</p>
22 徳島県	平成29年3月23日	①医療関係(県医師会、県精神科病院協会、民間医療機関) ②学識経験者(精神医学、消化器内科学) ③地域行政(精神保健福祉センター、保健所) ④当事者等(自助グループ) ⑤福祉関係(県社会福祉協議会) ⑥医療保険関係(県保険者協議会) ⑦業界団体(県小売酒販組合連合会) ⑧警察(生活安全、交通) ⑨教育関係(県教育委員会)	<p>【主な内容】 ①発生予防 ・学校、職場、地域など各分野における啓発を実施し、アルコール健康障がいに関する県民の正しい知識の普及と理解の促進を図るとともに、社会全体で不適切な飲酒の誘引防止に努める。 ②進行防止 ・地域や職域においてアルコール健康障がいの進行の防止のため、アルコール健康障がいの早期発見・早期介入を推進するとともに、相談支援体制や医療機関連携体制の強化を図る。 ③再発防止 ・アルコール健康障がいの再発防止や社会復帰を支援するため、自助グループと連携した取組の推進を図るとともに、社会復帰や回復に向けた支援に関係機関が連携して取り組む。</p> <p>【計画の特色】 ・モデル的に県職員や県関係者を対象としたAUDIT(オーディット)を実施し、問題飲酒者には精神保健福祉センターが実施する「おいしくお酒を飲むための教室」を受講してもらい、問題飲酒の改善状況の調査を実施する。</p> <p>【計画の重点課題】 ①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者→減少 ②未成年飲酒者→0% ③妊娠中の飲酒者→0%</p>	<p>【主担当部局】 保健福祉部健康増進課</p> <p>【連携・協力部局】 (県庁)教育委員会 県内6保健所</p>	<p>・県計画を策定したことで、県内において、各関係団体がどのような取組を実施しているかを把握することができた。それにより、発生予防・進行防止・再発防止の各段階において、各関係団体の取組を効果的に連携させられるようになった。</p>	<p>・様々な分野から県計画策定委員を委嘱したため、アルコール健康障がいに対する連携が深まった。</p>	<p>・委員の選定について、どの分野から参加してもらうかが時間を要した。</p>

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
23 愛媛県	平成30年3月(日にちは未定)	①医療関係(精神科)、 ②福祉関係(市町行政)、 ③当事者等(自助団体)、 ④地域行政(国、公安、県精神保健福祉センター、市保健所)、 ⑤学識経験者(看護学)、 ⑥教育関係(教育委員会) ⑦民間団体(産業保健、栄養、健診団体)	【主な内容】 ・計画の概要 ・県の状況 ・重点目標及び重点施策 ・基本的施策 ・推進体制等 【計画の重点課題】 ・飲酒に伴うリスクに関する知識の普及、発生の予防のために、各地域の状況に応じてアルコール健康障害を有している者及びその家族を含めたすべての世代に対し、正しい知識の教育及び普及啓発を充実させる。 ・アルコール健康障害に関する予防、相談、治療、回復支援に至る支援体制整備を図る。 【計画の特色】 ・国計画に基づいて作業を進めた。 ・基本的施策は、各項目にあてはまる取組として、人材育成、日頃からの関係機関との情報共有、実態把握等について記載した。また、各項目に県の状況を、対応については、それぞれの項目でどの機関が何に取り組むのかを記載した。また、HAPPYプログラムやSBIRTSといった具体的な取組を明記した。	【主担当部局】 保健福祉部健康衛生局健康増進課 【連携・協力部局】 ・(県庁)教育委員会保健体育課 ・県警本部 ・心と体の健康センター ・県(6)保健所及び市(1)保健所		・策定委員会ではさまざまな分野を構成員とし、各分野からの意見が得られ、互いの役割確認にもつながった。 ・策定委員会のほか作業部会としてワーキング会議を立ち上げ、職場に持ち帰り、係を越えた意見を計画(案)に反映させ、策定委員会でさらに検討するといった作業を何度も繰り返して計画(案)に至った。 ・依存症対策の新規予算化にあたり、計画策定(次年度以降の取組を含めて)が後押しとなった。	・現状把握のためのデータが少なく、データ収集からグラフ化の作業などに時間を要した。 ・文献検索及び検討のための時間が十分に充てられなかった。 ・当初のスケジュール上の策定委員会、ワーキング開催が予定より遅れることもあったほか、会議後の意見とりまとめや修正(案)を繰り返す作業に時間を要した。
24 高知県	平成30年3月29日	・医療関係者(医師会、精神科、日精看、精神保健福祉士) ・学識経験者(大学の医学部、栄養学部) ・関係機関(健康づくり婦人会) ・自助グループ ・支援グループ ・製造(酒造組合) ・販売(小売酒販組合) ・教育関係(学校) ・市町村 ・警察(生活安全企画課、交通企画課) ・行政機関(精神保健福祉センター、担当部局)	【主な内容】 アルコール健康障害の予防、早期発見・早期治療、再発の予防等、当事者やその家族への支援を充実することで、アルコール健康障害対策を推進する。 【重点課題】 ①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する ②アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備をする 【計画の特色】 ・まずはアルコールに関する正しい知識を持ってもらえるよう、普及啓発に力を入れる(住民向け、民生・児童委員等の地域の支援者向け研修等の実施) ・依存症専門医療機関及び依存症相談拠点の設置を目標として明記 ・学校等での出前講座への協力など、自助グループ等との連携を行う	【主担当部局】 地域福祉部障害保健支援課 【連携・協力部局】 ・関係者会議構成員で、年2回程度、連絡協議会を実施。 ・(県庁内)健康長寿政策課、県民生活・男女共同参画課、(教委)保健体育課、人権教育課で庁内連絡会をし施策間の連携が図られるようにしている	・依存症相談拠点を1か所設置(精神保健福祉センター) ・依存症専門医療機関の選定に向け取組が進んでいる。 ・普及啓発において、健康講座など無関心層へのアプローチも進めていくことになった。	・幅広い分野の関係者が参加していただいたことで、現状の共有や、アルコール関連について予防の段階から検討できた。 ・連絡協議会という形をとったので、計画策定後も同じ機関に参加していただけ、顔の見える関係で取組を進めたり、協議していくことができる。 ・依存症相談拠点及び依存症専門医療機関について数値目標をあげたので、具体的に設置や選定に向けて取り組むことができた。	・協議会の構成員からアルコール依存症に関するご意見が多く、健康づくり団体からの意見を引き出すことに苦慮した。 ・断酒会発祥の地であり、当初からその活動に関わってきた病院にも参加していただけたかったが、何らかの団体に所属しておらず、選定の方法に苦慮した。 ・庁内で協議する中で、アルコール健康障害について、健康づくりの部局との役割分担について相応な協議が必要だった。

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって		
						成功した点	苦心・苦慮した点	
25 福岡県	平成29年6月	<ul style="list-style-type: none"> ①医療機関(医師会、精神科病院協会、精神神経科診療所協会) ②職域(商工会議所連合会、商工会連合会) ③地域(社会福祉協議会、地域婦人会連絡協議会) ④自助グループ(断酒連合会、断酒協議会、AA) ⑤業界団体(小売酒販組合連合会) ⑥関係機関(交通安全協会、保護観察所) ⑦行政機関(市長会、町村会、精神保健福祉センター) 17名の関係者	<p>【基本目標】</p> (1)県民がアルコールに関する正しい知識を持ち、アルコールと付き合い合っていくことができること (2)アルコールによる社会問題の解決に向けて、アルコールに関する問題を有する者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができること					
26 佐賀県	平成30年3月30日 (計画期間:平成30年度～平成34年度)	<ul style="list-style-type: none"> ①医療関係(地域、精神、専門) ②当事者等(当事者団体、家族団体) ④地域行政(精神保健福祉センター、保健所) ⑤警察関係 ⑥教育関係(学校) ⑦行政関係機関(健康、こども) 	<p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県の現状 ・計画策定の趣旨、位置づけ、期間 ・基本的な考え方 ・重点施策及び目標 ・基本的施策(発生予防、進行予防、再発予防) ・推進体制等 <p>【計画の重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に配慮を要する者(未成年者、妊産婦、若い世代)に対する教育・啓発 ・アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発 ・相談拠点の明確化 ・アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進 ・アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備 <p>【計画の特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節酒指導について、NHO肥前精神医療センターの協力のもと実施する ・一番身近な民生委員へ相談先一覧を配布する ・高齢者の社会参加についても記載 	<p>【主担当部局】</p> 健康福祉部障害福祉課	<p>【連携・協力部局】</p> (県庁) 健康福祉部健康増進課 男女参画・こども局こども家庭課 精神保健福祉センター 保健福祉事務所 NHO肥前精神医療センター	基本計画を策定したことにより、予算要求を行い節酒指導等のプログラムについて精神保健福祉センターや保健福祉事務所と共有でき、今後実施を計画することができている。	既存の会議を利用したため、スムーズに検討ができた。	日程の都合で関係者会議を一度しか開催できず、会議後メールでのやり取りが主となった。

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
27 熊本県	平成31年 (2019年)2月	①学識関係(神経精神医学分野、アルコール関連) ②医療関係(精神科協会、医師会) ③保健関係(保健師協議会) ④福祉関係(精神保健福祉士協会、臨床心理士会、社会福祉法人) ⑤教育(学校保健会) ⑥労働(産業保健) ⑦販売・飲食(小売酒販、社交飲食業) ⑧民間団体(自助グループ) ⑨行政(こころのケアセンター、精神保健福祉センター、担当部局) ※関係部局等 健康福祉部(保健所、精神保健福祉センター含む) 環境生活部 商工観光労働部 教育庁 県警察本部 熊本市	【主な内容】 ・計画の概要 ・本県の飲酒の現状と課題 ・基本理念と基本的な方向性 ・成果目標と取組の考え方 ・アルコール健康障害対策の取組 ・推進体制 【計画の重点課題】 ①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ②アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 【計画の特色】 ・平成28年4月に発生した熊本地震の影響を考慮した対応を取組に明記し、重点的に取り組む項目とした。(他、普及啓発、相談支援の充実、医療体制の整備も重点項目としている。)	【主担当部局】 健康福祉部子ども障がい福祉局 障がい者支援課 【連携・協力部局】 健康福祉部(精神保健福祉センター、各保健所含む) 環境生活部 商工観光労働部 教育庁 県警察本部 熊本市 こころのケアセンター	計画を策定したことにより、今後、庁内の関係部局だけでなく、外部の関係機関とも連携の強化が図りやすくなり、一体となって取組を進めることができる。	関係部局・関係機関の取組や役割が把握でき、新しい取組の提案等もあった。また、今後の取組についても、お互い協力が得られやすくなった。	・アルコール健康障害に対する誤解や偏見が生じないよう配慮しながら作成した。 ・分野が多岐に渡るため、協議会や関係部局の意見をどのように計画に反映していくか、全体の調整が難しかった。
28 大分県	H30.3	青少年育成県民会、精神保健福祉センター、精神科病院協会、飲食業生活衛生同業組合、保護観察所、保健所長会、医師会、看護大学	(主な内容) ・本県の状況 ・基本的な考え方 ・達成目標及び重点課題 ・具体的な取り組み ・推進体制と進行管理 項目毎に記載 (重点課題) ①未成年者、妊産婦、若い世代に対する教育・啓発 ②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発 ①地域における相談拠点の明確化 ②アルコール健康障がいを有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進 (計画の特色) ・純アルコール摂取量が上位であると把握した上で、当県での対策を現実的に検討し、対策として記載。	【主担当部局】 障害福祉課 【連携・協力部局】 (県庁)福祉保健部健康増進担当課	・策定した直後であるので、今後効果測定していく予定	関係機関との連携が密になり、計画策定までスムーズに行うことができた。	特になし

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定済自治体一覧表

平成31年2月28日 現在

都道府県名	策定年月日	関係者会議構成員	主な内容・計画の特色 重点課題	連携・協力 部局	計画策定後の効果	計画策定にあたって	
						成功した点	苦心・苦慮した点
29 沖縄県	平成30年3月	①学識経験者(精神、内科)、 ②医療関係者(沖縄県医師会、沖縄県精神科病院協会)、 ③介護・民生団体(沖縄県民生委員児童委員協議会)、 ④自助グループ(沖縄県断酒連合会)、 ⑤酒類事業者(沖縄県酒豪組合)、 ⑥行政(精神保健福祉センター、保健所)、 ⑦教育関係(沖縄県教育委員会)、 ⑧保険者(沖縄県保険者協議会) など	<p>【主な内容】 アルコール健康障害対策推進ガイドブックに沿って作成し、関係機関の現在の取り組みや、今後、充実強化していく取組内容について記載した。</p> <p>【計画の重点課題】 (1)節度ある適度な飲酒や、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ①節度ある適度な飲酒についての普及啓発、生活習慣病のリスクを高める飲酒主幹改善の実践 ②特に配慮を要する者(未成年者、妊産婦、若い世代)に対する教育・啓発 ③アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発 (2)アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 ①アルコール健康障害への早期介入 ②地域における相談拠点の明確化 ③アルコール健康障害を有している者とその家族を相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進及び拠点となる専門医療機関の整備</p> <p>【計画の特色】 別冊により関係機関一覧を作成した。</p>	<p>【主担当部局】 保健医療部 【連携・協力部局】 (県庁)子ども生活福祉部、 教育庁、警察本部、 那覇市保健所 など</p>	<p>・基本計画を作ったことで策定前と比べて依存症対策総合支援事業の実施を計画する等前進している など</p>	<p>・作業部会を開催する際等に関係機関にアンケートをとることによって、現在の取組みや今後、充実強化していくこと等が整理された。 など</p>	<p>・関係機関のアンケート結果をまとめる際に、機関ごとの取組みや今後の充実強化する内容についての調整が各機関の意見が多岐に渡り難しかった。 など</p>